

No. 205  
2021.7



広報

ねば

村の木 す ぎ

村の花 岩つづじ

私たちの村

人口と世帯 令和3年5月31日現在

総人口 893人

男 434人

女 459人

世帯数 417世帯

発行 根羽村役場  
〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村2131-1  
TEL 0265-49-2111 FAX 0265-49-2277

ホームページアドレス <http://www.nebamura.jp>  
メールアドレス info@nebamura.jp  
印刷 龍共印刷株式会社



6月5日に、第68、69回

結婚記念植樹祭が行われました。

※詳細は9ページ

7月号の主な内容

●議会定例会	.....	2 ページ
●議会定例会 他	.....	3 ページ
●新たな避難情報	.....	4 ページ
●空地対策 他	.....	5 ページ
●国民健康保険税のお知らせ 他	.....	6 ページ
●福祉医療給付事業 他	.....	7 ページ
●七年祭延期 他	.....	8 ページ
●植樹祭 他	.....	9 ページ
●根羽学園 卓球中体連 他	.....	10 ページ

議会  
だより

## 令和三年度一般会計予算書

六月十五日・十六日の二日にわたり六月定例会が開催されました。内容については、次のとおりです。

一般質問

質問

村内にある別荘のあり方に  
ついて

③淨化槽やごみ等による環境への影響の報告はないか。  
④今後別荘の建築に対し村のチエック機能について村長の考え方を伺いたい。

①当村の別荘建設については、登記地目上山林に殆どが建設されており、残念ながら殆ど登記の変更是行われておらず、山林のままで宅地に変更されたものはごくわずかであると把握している。

②現在村では別荘が建設された時点で固定資産税の賦課の

て、環境保全の面から地下水採取に関する制限や、浄化槽について村の指定業者による設置をすること等一定の制限を設けている。今のところご質問のような大きな影響は出ていないと理解している。

④別荘建築に当たっては様々

な法律や条例での対応が必要であり、村では別荘等の建築に伴う許可届出状況一覧表を作成し、それぞれ関係する課で情報を共有し適切に対応できるよう対応をとっている。具体的な内容としては、村の自然環境保全条例では千m<sup>2</sup>以上の開発等で許可が必要であること。森林法では1ha以上の開発については県への届出が必要で、県から村、あるいは利害関係者の意見が求められ県が許可をする事になつていて。また、森林法によつて木を伐採する場合村への伐採届けが必要で、内容審査等で問題がなければ伐採届けの適合通知を発送することとなつていて。また根羽村では長野県のふるさと森林づくり条例により、0・1ha以上の開発では県への届出が必要とされている。そうした様々な決まりがあり、こうした個々の事項をそれぞれチェックし、問題がないと判断された場合に許可を出しているのが現状であり、今後も別荘等の建築に当たつては、こういった村でのチェック機能をしっかりと行つて引き続き環境や自然保護、水質保全等にしっかりと努めていきたい。

◆根羽村介護保険法に基づく  
指定地域密着型サービスの事業  
の人員、設備 及び運営に  
係る基準に関する条例の一部  
を改正する条例の制定につい  
て  
　　国 の 法 律 等 の 改 正 に 伴 い 条  
例 の 制 定 及 び 改 正 が さ れ ま  
し た。

◆ ふるさと交流機会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国 の 法律等の改正に伴い条例の制定及び改正がされました。

◆根羽村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◆介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の制定及び改正がされました。

◆相羽村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
た。 国の法律等の改正に伴い条例の制定及び改正がされまし

て 人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

◆根羽村ワーケーション等拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について  
施設の管理に関する条例の制定がされました。

◆根羽村介護保険法に基づく  
指定介護予防支援等の事業の  
例の制定及び改正がされました。

◆令和二年度根羽村一般会計  
繰越明許費繰越計算書

防のための効果的な支援の方  
法に係る基準に関する条例の

## 報告事項

- ◆赤坂交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
使用料について指定管理者と村長と協議し決定する旨の改正がされました。
- ◆根羽村研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
使用料について指定管理者と村長と協議し決定する旨の改正がされました。
- ◆「令和三年度根羽村一般会計補正予算（第二号）」  
林道外山高橋線の法面修繕費等により、四千二百九万九千円を追加し、総額十七億七千九百三十万千円余となりました。
- ◆「令和三年度根羽村国民健康保険特別会計補正予算（第一号）」  
出産育児一時金により、四十九万円を追加し、総額一億四百七十九万円余となりました。
- ◆「令和三年度根羽村営バス特別会計補正予算（第一号）」  
バスラッピング事業費により、百五万六千円を追加し、総額三千五十五万六千円余となりました。



- ◆根羽村ワーケーション等拠点施設の指定管理者の選定がされました。
- ◆「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書」  
野県知事に求める請願書
- ◆「へき地教育振興法」鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県に求める請願書
- ◆「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」  
の提出に関する陳情書
- ◆「選択的夫婦別姓について  
國に議論を求める意見書」可  
決を根羽村議会に求める陳情書
- ◆「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書  
—継続審査—

## 請願・陳情

# 選挙投票区の統合・ポスター掲示場数について(お知らせ)

根羽村選挙管理委員会では、人口減少等により有権者数が少なくなり、投票所の維持も困難になってきたことから、投票区の統合について村民の皆様とともに検討を重ねた結果、村内にある8箇所の投票区・投票所を1箇所に統合することに決定いたしました。

投票所が1箇所になりますので、遠方の方のご不便を解消するため、投票日には村内に巡回バスを運行いたします。運行時間等詳細につきましては、選挙時にあらためてお知らせします。

また、投票区が1箇所になることに伴い、ポスター掲示場の数が公職選挙法第111条に定められた8箇所となります。掲示場所が現在の40箇所から大変少なになりますが、皆様のご理解をお願い致します。

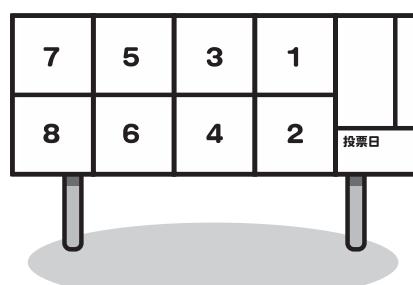
新たな投票区・投票所、ポスター掲示場所は下記のとおりです。

### 新投票区・投票所

投票区	投票所	施設名
根羽	根羽投票所	根羽村役場

### 新ポスター掲示場所

設置場所	地区	設置場所の目標	備考
根羽村 1,994 番地 1	上町	油屋前	旧第1投票区
根羽村 4,968 番地 1	高橋	高橋バス停横	旧第2投票区
根羽村 3,950 番地 3	小川	小川公民館前	旧第3投票区
根羽村 1,846 番地 2	上町	佐藤医院駐車場	旧第4投票区
根羽村 3,214 番地 1	小戸名	片桐淳子さん宅前	旧第5投票区
根羽村 291 番地 2	田島	田島消防詰所横	旧第6投票区
根羽村 1,052 番地 1	桧原	林道穴田線入口	旧第7投票区
根羽村 5,082 番地 1	初入	ジーエスエレテック入口	旧第8投票区



※この投票所、ポスター掲示場所での選挙は、この秋に予定されている衆議院議員総選挙から実施いたします。

警戒レベル  
**4**

# 令和3年5月20日から 避難指示で必ず避難

## 避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

<b>5</b>		きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保※1</b>
<b>~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~</b>		
<b>4</b>		ひなんしじ <b>避難指示※2</b>
<b>3</b>		こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難※3</b>
<b>2</b>		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
<b>1</b>		早期注意情報 (気象庁)

これまでの避難情報等

**災害発生情報**  
(発生を確認したときに発令)

・**避難指示(緊急)**  
・**避難勧告**

**避難準備・  
高齢者等避難開始**

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

**避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

## 空き地の適正な管理について

全国で所有者不明の土地や、管理されず放置されている土地が増えています。

適正に管理されない土地は、景観を損ね、地域の生活に影響を及ぼすだけでなく、災害や火災の発生時には、周辺で暮らす住民の人命や財産に多大な損害を与える懸念もあります。

こうした問題に対して、「土地基本法」の改正により、土地所有者に以下の責務が規定されました。

- ・適正な土地利用・管理・取引を行う
- ・登記手続きなど権利関係を明確にする
- ・土地の境界を明確にする

◎ 所有地のことでお困りのことはありませんか？ 解決方法はあります！

土地問題の事での相談等は、役場総務課にお問い合わせください。

現状・お悩み

ご希望・選択肢

解決策・相談先

**土地を使う予定はない**

**土地を手放す**

- ◆宅地建物取引業者に相談
- ◆「空き家バンク」など自治体や民間団体が提供するサービスを利用

**遠くに住んでいて  
管理できない**

**土地を使って  
くれる人を探す**

- ◆宅地建物取引業者に相談
- ◆自治会・町内会などで地域のために利用してもらう（広場や菜園など）

**土地を相続することに  
なっても困る**

**管理してくれる  
人を探す**

- ◆地域のシルバー人材センターでは除草作業などを安価で依頼可能
- ◆自治会・町内会などで管理を受けている場合も

**登記手続きや土地の境界が  
きちんとされていないようだ**

**専門家に  
依頼する**

- ◆相続手続き開始から3ヶ月以内であれば、放棄手続きが可能。詳しくは弁護士へ相談

## 自衛官募集相談員の委嘱式が行われました

平成9年4月より自衛官募集相談員としてご尽力頂いている石原啓充さん（新井）ですが、今回13期目となる委嘱式が6月18日に役場で行われました。



## 国民健康保険税のお知らせ

令和3年6月4日に開催されました国民健康保険運営協議会において、今年度の国民健康保険保税について協議がされました。今まで根羽村は四方式（所得割、資産割、均等割、平等割）を採用していましたが、長野県の算定方法である三方式（資産割の廃止）に変更すると共に、県の示す標準税率に少しずつ近づけるための税率の引き上げする答申がされました。

村長は答申を尊重し三方式への変更と、税率の引き上げを決定しました。

今年度の国保税率等は表のとおりです。

### 令和2年度 国民健康保険税率表

内訳	所得割	資産割	均等割	平等割
医療費分	2.70%	12.00%	13,000円	12,000円
後期高齢者支援金分	1.00%	9.50%	5,500円	5,000円
介護納付金分	1.00%	9.00%	7,000円	5,000円

### 令和3年度 国民健康保険税率表

↓ 1.3% up

内訳	所得割	資産割	均等割	平等割
医療費分	3.00%	—	13,500円	12,500円
後期高齢者支援金分	1.30%	—	6,000円	6,000円
介護納付金分	1.30%	—	7,500円	6,000円

なお、国民健康保険について県が試算することになったため、令和9年度を目指したいとされています。根羽村の国保税率は、県内77市町村中令和元年度は74位となっており、県内でも国保税は安く試算されています。今後は、県統一へと移行していくため、段階的に税率を上げざるを得ない状況となりますので、ご承知置きください。

### 軽減と減免

#### ○所得の少ない世帯への軽減

所得が一定基準以下の世帯は、「均等割」と「平等割」について軽減措置があります。

世帯主（国保の納税義務者）と世帯の国保加入者の合計所得金額で判断します。

#### ※申請は不要です

7割軽減	世帯の総所得≤43万円
5割軽減	世帯の総所得≤28.5万円×加入者数+43万円
2割軽減	世帯の総所得≤52万円×加入者数+43万円



#### 要申請！！！

#### ○新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方への減免

感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入等の減少（前年比3割以上の減少）が見込まれる世帯の場合等に、国保税の減免を受けることができます。※詳しくは、住民課国保係へお問い合わせください。

### 国民健康保険証の更新について

保険証と高齢受給者証の一体化により、昨年度の保険証から更新期限が7月末日となり皆様には更新の際にお知らせして、ご理解を賜りました。今年度の保険証の更新は8月1日となっておりますので、国民健康保険加入の方で保険証の更新をしていない方は、お早めに役場住民課で交換してください。

なお、国民健康保険の加入義務者は世帯主とされています。世帯主の方におかれましては、保険に加入していない世帯員がいるかご確認くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ありましたら、役場住民課へお問い合わせください。

真夏のアハ!!! 運試し サマー ジャンボ

1等前後賞合わせて 7億円  
1等5億円、前後賞 各1億円

サマージャンボ ミニ

PCやスマホでネット購入!

宝くじ公式サイト <https://www.takarakuji-official.jp/>

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月13日(火)同時発売

発売期間：7月13日(火)～8月13日(金) 抽せん日：8月25日(水)

各1枚 300円

2021年市町村振興宝くじ  
一般財團法人 全国市町村振興協会

## 根羽村福祉医療給付事業について(令和3年8月1日からの注意点)

村では、子育て支援や福祉増進を目的に、高等学校卒業までのお子さんと、一定以上の障がいをお持ちの方、母子及び父子家庭の方を対象として医療費の負担を軽減するために福祉医療給付事業を行っています。

この8月1日からの改正事項が書いてありますので、よくお読みください。

○現物給付対象者（窓口負担はありません）

乳幼児・児童・生徒等

<改正事項>

柔整等の窓口負担も0円になりますが、鍼灸院は引き続き窓口での自己負担がありますのでご注意ください。  
(新しい受給者証の摘要欄をご覧ください)

○自動給付対象者（窓口で自己負担分を支払っていただきます）

一定要件を満たす障がいをお持ちの方、母子家庭の母等、父子家庭の父

<改正事項>

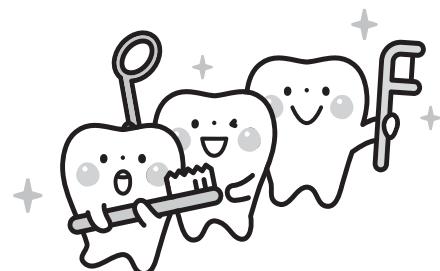
精神障害者保健福祉手帳2級の方はこれまで自立支援受診分のみの給付でしたが、すべての診療科の通院分が給付されます。

## 歯科口腔健診はお済みですか?～後期高齢者歯科口腔健診～

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健診を実施しています。

高齢になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これが原因で誤嚥性肺炎（細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。）を起こすことがあります。

お口の健康は、身体の健康への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、お口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。



・対象者

(1)昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの被保険者  
(令和2年度に75歳の誕生日を迎えた方)

(2)昭和16年4月1日～昭和20年3月31日生まれの被保険者  
(令和2年度に76～79歳の誕生日を迎えた方)

のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、令和2年度に歯科医療の受診がなかった方

・案内通知

6月下旬に対象者に対し、案内通知と受診券を送付しています。

・健診期間

令和3年7月1日(木)から令和3年12月30日(木)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、期間を変更する場合があります。

・健診費用

無料 ※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

・対象医療機関

長野県歯科医師会所属の歯科医院(一部の病院を除く)

・予約方法

対象医療機関へ直接予約をお願いします。

・受診時に必要なもの

受診券 被保険者証 お薬手帳(無い場合は不要です)

・お問い合わせ先

長野県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係(電話026-229-5320)

## マイナンバーカードの交付について

日 時 8月8日(日)8:30~17:15  
 場 所 役場(住民課窓口)  
 持ち物 ◎カード交付の場合◎  
     通知ハガキ  
     通知カード(最初に配られた紙のもの)  
     ◎暗証番号更新の場合◎  
     電子証明書の有効期限通知書

### 【お知らせ】

## 八柱神社「七年祭」の延期について

八柱神社の総代会と区長会の皆さんで、八柱神社「七年祭」の開催について協議をしました。協議の結果、今年の第20回を迎える「七年祭」は、全国的に新型コロナウイルス感染拡大が続いているため来年度へ延期することに決定しました。

尚、八柱神社の秋祭りは10月9日(土)、10日(日)に行い、9日の夜には花火大会を予定しています。花火大会については後日改めてお知らせします。

また、やまあいフェスティバルについても中止となります。

## ごみの分別収集・ごみの減量化について

村では、北設広域事務組合構成4町村により廃棄物に関する処理計画を策定し、計画に基づいて廃棄物処理を行っています。

近年、ごみ処理施設である中田クリーンセンターでは焼却炉の老朽化により焼却作業ができず、他の施設へ焼却ゴミを運搬し、処理している状況です。

焼却ごみの運搬費用は、減量により削減できます。リサイクルの推進と合わせて住民皆様のご協力をお願いいたします。



### ◆ごみの出し方

- ・ごみは、「ごみの分け方・出し方」を参考に分別を行い、決められた袋で出してください。
- ・袋には必ず名前を書いてください。
- ・決められた日の朝8時30分までに、地区の収集場所に出してください。  
(注) 月、木曜日以外には出さないでください。

### ◆家庭でできるごみの減量方法例

- ・分別方法を守り、リサイクルできるものはリサイクルに出しましょう。
- ・古紙回収等を利用し、ごみを減らしましょう。
- ・贈答品などの過剰包装や買い物の際のレジ袋はできるだけ避けましょう。

・生ごみは水気をよく切ってから出しましょう。

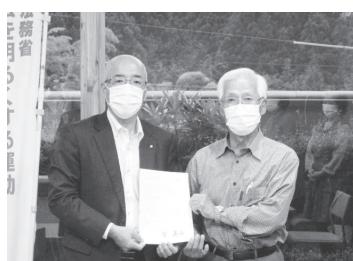
- ・詰め替え製品を利用しましょう。
- ・家庭用生ごみ処理機の利用(購入補助制度あり)。

### ◆古紙などの再資源ごみの収集について

- ・新聞、雑誌、ダンボール、古着の収集を年6回(偶数月)に実施予定しています。
- ・具体的な日時は、広報無線、ケーブルテレビでお知らせします。
- ・収集場所は農協裏倉庫です。

### ◆粗大ごみの収集について【3月と8月に実施予定】

- ・8月の粗大ごみ収集日は8日(日)です。
- 時間 朝9時から11時15分まで
- 場所 トレーニングセンター



内閣総理大臣メッセージを  
村長に伝達する片桐保護司

に保護司の片桐俊夫さんから推進委員長の大久保村長に内閣総理大臣メッセージの伝達式を行いました。

また、7月1日には保護司、更生保護女性会の皆さんが、根羽学園と農協前でのあいさつ運動を行いました。

## 社会を明るくする運動月間

法務省が主唱している「社会を明るくする運動」が全国で展開されました。この運動は7月を強調月間として、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える地域づくりと明るい社会を築いていくための運動です。

今年も新型コロナウイルス感染拡大防止の為、非接触型でのあいさつ運動、桃太郎旗の掲揚、広報等による啓発活動を行っていく中で、6月28日



根羽学園でのあいさつ運動

## 第68・69回結婚記念植樹祭・令和3年度根羽村植樹祭

第68・69回結婚記念植樹祭・令和3年度根羽村植樹祭が6月5日にネバーランド周辺で開催されました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく中止となりましたが、今年度は、感染症対策を徹底したうえでの開催となりました。

今回の植樹祭は昨年の対象者の方と併せて合同で行いました。新婚者は2組、銀婚者2組、金婚者9組の方々に参加いただき、村内参加者と一緒に、50本のミツバツツジを植樹しました。

当日は晴天に恵まれ、環境保全の大切さや森林づくりへの想いを新たに、植樹祭を楽しみました。



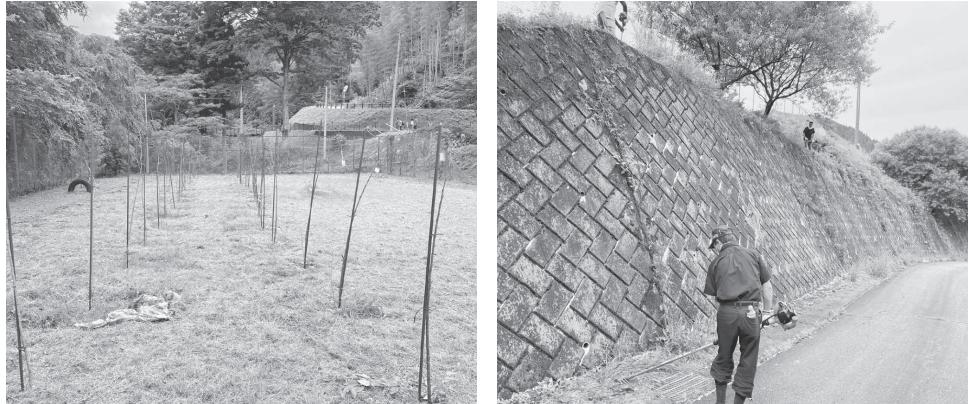
## 花木を育てる会

毎年恒例となっています根羽村に花木を育てる会のボランティア作業が2018年以来3年ぶりに6月27日(日)に行われました。

当日は心配されていた台風の影響もなく多くのみなさんに参加していただきました。

山村広場周辺をはじめ、大杉公園周辺、小川地区に分かれ、それぞれ下草刈りや桜の植栽・手入れなどの作業をしていただき村内の美化を保つことができました。

午前中というお忙しい時間帯ではありましたがあ、ご参加いただいたみなさん、ご協力ありがとうございました。



## 根羽学園卓球男子団体 中体連下伊那大会優勝!



6月12・13日に中体連下伊那大会が行われ、卓球部が参加しました。大会では、日ごろの練習の成果が実を結び、男子団体戦では優勝という輝かしい結果となりました。女子も個人戦で南信大会出場を果たしました。

6月19・26日に行われた南信大会では、男女ともに惜しくも、県大会出場は果たせませんでしたが、精一杯頑張り、9年生にとっては、集大成の大大会となりました。

卓球部の引き継ぎの活躍と、9年生の今後の進路を応援したいと思います。



## 根羽学園 運動会種目発表会

新型コロナウイルスの警戒レベルが上がったことを受けて運動会は中止となっていましたが、5月31日に、学校の体育館を使って、「運動会種目発表会」を行いました。種目の変更や規模の縮小などはありました、運動会の中止が決まったあと、運動会種目発表会に向けて、気持ちを切り替えて練習に励みました。

発表会では、1年生から9年生までが赤組と白組に分かれて、全員で一致団結し、楽しみながら、練習の成果を発表していました。

全員参加の若杉会企画や全校リレーが行われ、1年生から9年生までの絆が一層深まった運動会種目発表会となりました。



## 農作業中の熱中症に御注意を!!

### 農作業中の熱中症対策のポイント

- ①暑さ指数を確認し、計画的に作業しましょう！
- ②こまめな休憩・水分補給をしましょう！
- ③ひとりでの作業はできるだけ避けましょう！
- ④暑さを避ける工夫をしましょう！



お問い合わせ先

長野県農政部農村振興課 TEL: 026-235-7242 (直通) 長野県 協力(一財)日本農村医学研究所